

# 家庭から出る草木回収事業について

## 【草木回収コンテナ設置】

各家庭で燃やせるごみとして出されてしまっている草木を別途回収し、たい肥などにリサイクルしていくため、自治会の希望に応じて、公会堂等へコンテナを設置し、各家庭から出る草木を回収いたします。

### 1 回収の対象

各家庭で剪定した枝や竹、草取りをして出た草  
(農業などの事業として発生したものは入れないでください。)

### 2 設置の回数等

#### 1 自治会につき、年2回（コンテナの交換は2回まで）

- ・実施期間は10日以内
- ・各自治会が平等に草木回収（制度を利用）を行うことができるよう**令和5年9月までは、1自治会につき、2回分の申し込みが可能**です。

申請の状況によって、10月以降に追加の申込みを受付いたしますので、希望がある場合は、廃棄物対策課まで御相談ください。

### 3 手続き

コンテナの設置を希望される場合は、「別紙」の記入例を参考に「家庭から出る草木の回収コンテナ設置計画書」を**開始日の10日前まで**に市役所廃棄物対策課に提出してください。

希望日の前日にコンテナを設置し、最終日から3日以内にコンテナを回収します。

### 4 注意点

- (1) **コンテナの設置期間は、設置場所の確保や自治会での管理体制なども考慮したうえで10日間以内、コンテナの交換は2回まで**としてください。(土曜日から翌週の日曜日までの設置を想定しています。)

**※コンテナが満杯になった場合には、なるべく多くの量の草木が入るよう、踏み込みをするなどの御協力をお願いいたします。**

また、業務の繁忙状況によってはすぐに交換対応できませんので御了承ください。

- (2) 連休は搬入先の施設が休業となるため、**ゴールデンウィーク（5月3日から7日）、お盆（8月11日から15日）、年末年始（12月20日から1月10日）はコンテナの設置、交換、引き上げはできません。**

## 5 コンテナ満杯時の連絡先

コンテナ満杯時の交換の御連絡は廃棄物対策課（84-6057）に御連絡ください。  
※土・祝日（日曜日、連休は除く）の閉庁日で、急を要する場合には、設置事業者  
に直接御連絡ください。

コンテナ設置業者・・・（有）西谷商店（42-5025）

・設置するコンテナのサイズと基数は、希望する容量に合わせ、コンテナの在庫や  
設置場所の状況等により調整させていただきます。

（10 m<sup>3</sup>を希望した場合、10 m<sup>3</sup>×1基や、3 m<sup>3</sup>×3基などになります。）

・設置期間中のコンテナは自治会で管理していただきますようお願いいたします。

## 6 様式データ

設置計画書・班内回覧の様式を市のホームページ「袋井市環境美化運動について」  
のページにアップされていますので適宜御利用ください。

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/16/1/kankyozenpan/1423025537777.html>

## 7 よくあるお問い合わせ

Q1 入れてはいけないものの具体的な例は

A1 木製家具やよしずなどのニスや防腐剤が塗られているものはたい肥化ができない  
ほか、野菜などの水分が多いものはたい肥になる前に腐敗して悪臭が発生します  
ので入れないでください。

Q2 枝の長さや太さに制限はあるか。

A2 長さは2 m以内、太さは直径60cm以内としてください。

Q3 計画書で希望した日程を延長したい。

A3 コンテナの確保に支障がでる場合がありますので設置期間の延長はできません。

Q4 美化運動で出た草木も入れてよいか。

A4 市の都合上、美化運動とは別の扱いとしていますので、家庭から出る草木のみと  
してください。

### コンテナ使用時の注意事項

- ・コンテナの外に置かれている剪定枝・刈草は回収できませんので、必ずコンテナの中に入れてください。
- ・回収した剪定枝・刈草は、たい肥などにリサイクルするため、剪定枝・刈草以外のものは処分できませんので、草木以外のもののほか、よしず、木材、木製家具なども絶対に入れないでください（剪定枝・刈草以外のものが混入していた場合には、お手数ですが自治会にて分別をお願いいたします。）。
- ・剪定枝・刈草を出すときは、ひもなどは外し、袋などからは出してコンテナに入れてください。

## 8 コンテナ表示用看板の配布

コンテナに表示する注意看板を用意してありますので、必要な場合は廃棄物対策課にお申し付けください（ポルトガル語版・英語版もあります）。

※使用後は自治会で保管していただくか、廃棄物対策課に御返却ください。

(A3 縦版)

### 家庭から出る草木 回収コンテナ

**○入れてよいもの**

家庭で剪定・草取りなどをしたときに  
出た草・木・竹



**注意事項**

- ※土はできるだけ取り除いてください。
- ※枝は2m以内（太さ60cm以内）に切ってください。
- ※**ひもなどは外して**出してください。
- ※**袋から出して**入れてください。

袋井市廃棄物対策課

### 家庭から出る草木 回収コンテナ

**×入れてはいけないもの**

- ・草木以外のもの
- ・野菜、木材や木製製品など



※回収した草木はたい肥化を行っています。  
草木以外のものが入っていると回収ができなくなり  
ますので絶対に入れないでください。

袋井市廃棄物対策課

(A3 横版)

### 家庭から出る草木 回収コンテナ

**○入れてよいもの**

家庭で剪定・草取りなどをしたときに  
出た草木



**注意事項**

- ※土はできるだけ取り除いてください。
- ※枝は2m以内に切ってください。
- ※**ひもなどは外して**出してください。
- ※**袋から出して**入れてください。

**×入れてはいけないもの**

- ・草木以外のもの
- ・木材や木製製品など



※回収した草木はたい肥化を行っています。  
草木以外のものが入っていると回収ができ  
なりますので絶対に入れないでください。

袋井市廃棄物対策課

袋井市廃棄物対策課 (0538-84-6057)